

別記 1

出品茶の条件

- 1 出品申込締切日
締切日 令和3年8月27日（金）午後5時まで
- 2 見本提出締切日及び場所
締切日 令和3年9月10日（金）
場 所 京都府茶業センター及び城陽冷蔵庫
- 3 出品茶は、宇治茶であり令和3年度に生産された荒茶を加工した仕上茶とする。
- 4 出品茶の種類・量目・標準価格（1Kg当たり）

茶種	部門	出品量目	標準価格
玉	松	10kg×1	30,000円
	竹	20kg×1	12,000円
露	梅	20kg×1	6,000円
煎	松	10kg×1	6,000円
	竹	20kg×2	4,000円
	梅	20kg×2	2,500円
碾	松	10kg×1	30,000円
	竹	10kg×2	12,000円
	梅	10kg×3	7,000円
	桜	10kg×5	4,000円

（＊量目どおりに納まらない場合は事務局へご相談ください）

- 5 出品点数は制限しない。
- 6 出品参加料は、1点につき550円（税込）とし、出品申込時に支払うものとする。
- 7 現荷の容器は、チッソ充填用袋及びパッキングケースを使用しチッソ充填をするものとする。
- 8 見本茶の量目は、100g×3本（サンプル採取用・拝見落札見本用・控え見本用）とし、見本袋は組合所定の袋を使用する。（申込受付後配布致します）見本茶は返還しない。（見本量目は厳守のこと）
- 9 出品茶は全て出品茶入札販売会 {別記（4）} に出展する。

- 1 0 標準価格並びに、これを上回った最高入札価格を販売成立価格とする。但し各部門の出品点数の下位から25%以内（碾茶桜の部については下位から75%以内）のものについては、オープン価格とし競争入札にかけ、最高入札価格をもって落札とする。なお、出品者が入札に参加し底値を入れる場合は、このかぎりではない。
- 1 1 売買が成立した出品茶については、出品者が販売価格の3%の手数料を本会へ支払うものとする。但し、農林水産大臣賞受賞茶については、入札価格に関係無く、出品者への支払いは標準価格での販売として取り扱うものとし、標準価格を上回った額は大会振興の為の協賛金として本会へ支払うものとする。また、オープン価格での売買成立した出品茶については、販売価格が標準価格以下の場合は標準価格の3%、標準価格以上の場合は販売価格の3%を出品者が手数料として本会へ支払うものとする。
- 1 2 出品茶販売会において売買が成立した出品茶の代金については、本会より令和4年1月31日付け約束手形、または、振込みにて出品者へ支払う。但し、販売手数料（事項11）を差し引いた金額とする。
- 1 3 売買不成立の出品茶については、出品者の買戻しとみなし1.5%の手数料を本会に支払うものとする。但し、標準価格にて計算するものとする。
- 1 4 落札者の買主までの発送は、売買成立商社間で責任を持って発送すること。但し、事務局より報告後3日以内に届けるものとする。落札茶の運賃は、売主負担とする。他府県商社については、本会より一括送付するものとし、売主は茶業センターまで持ち込むこととする。また、預かりの受賞茶についても本会より発送するものとする。
- 1 5 現荷については、申込と同時に各商社冷蔵庫にて保管する。但し、各部門の順位第1位～第3位までの受賞出品茶については、現荷を実行委員会において、見本と照合のうえ、センター冷蔵庫に保管するため審査後3日以内に持参すること。また、各商社保管の出品茶についても管理には十分気をつけて、発送時、見本違いのないように再確認すること。万一見本違いが発生した場合、実行委員会並びに売買商社間で話し合いをする。
- 1 6 出品者は、出品茶販売 {別記(4)} に対し条件を付すことはできない。
- 1 7 茶代金並びに出品参加料及び販売手数料は、消費税を別途加算する。但し、大臣賞販売協賛金については加算しない。